

直接請求に必要な選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 8 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 8 年 9 月 1 日現在、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

日向市選挙管理委員会

委員長 黒木 一彦

- | | | |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 949 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 15,806 人 |